

## 【法務委員会】

### (1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、衆議院議員提出1件の計6件であり、すべて可決した。

また、付託請願は13種類282件で、うち2種類41件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

参議院先議で提出された証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案は、業務上の災害を補償する各制度に介護の給付が設けられることにかんがみ、刑事事件の証人等の被害についても介護給付を創設して、被害者に対する給付の充実を図ろうとするものである。

本案については、給付の種類と過去の支給実績、刑事司法への協力確保と補償の物的損害への拡大、国選弁護人の補償水準等について質疑が行われた。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所における民事訴訟事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補を15人、裁判官以外の裁判所の職員を21人それぞれ増員しようとするものである。

我が国の裁判、とりわけ民事裁判には時間と費用がかかりすぎるというかねてからの批判がある。その大きな要因として、事件数に対して裁判官の数が少なすぎると指摘が多く、裁判官等の裁判所職員は毎年少しずつ増員されてはいる。今回の増員理由に関し、裁判所当局からは、裁判官の負担件数の軽減を通じて審理の充実と促進を図るためのものであるが、裁判官の供給源は司法修習生に限られるため、増員はこの規模となった旨の答弁があった。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案は、我が国を仲裁地とする国際仲裁事件の手續につき、外国法事務弁護士等が当事者を代理することができることとして、外国法事務弁護士等の活動に関する規制を緩和しようとするものである。なお、本案も参議院先議であった。

外国弁護士の我が国での活動については、サービス業の自由化をめぐる貿易摩擦解消の一環として、一定範囲に限って活動を認めることになり、昭和61年に「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」が制定された。しかし、その後もアメリカ等からの規制緩和要求は強く、平成6年に活動範囲を広げる改正を行ったが、その際は、国際仲裁代理の問題はなお検討を要するとして結論を持ち越していた。今回の改正は、主要国では国際仲裁事件の手續の代理には、代理資格や代理行為の形式に特段の制約を課していないことに合わせたものであるが、更なる規制緩和要望への対処については、法務省は、前

回の改正法の運用や外国法制の動向を見定めたいと答えた。

民事訴訟法は国の基本的な法律である六法の一つに数えられるが、現行法は明治23年に制定され、大正15年に全面改正されたもので、その後70年間、基本的に大きな改正は行われなかった。この間の社会の変化や経済の発展は著しく、このため、現在の社会の状況に適合していない部分が生じている。法務省は、法制審議会において平成2年から全面改正作業を開始し、本年2月の答申を待って法案を提出した。新たな民事訴訟法案は、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものにするとともに、訴訟手続を現在の社会の要請にかなった適切なものとし、もって、適正かつ迅速な裁判の実現を図るため、手続の改善を図るものとされ、その主な内容としては、①争点整理手続の充実、整備、②証拠収集手続の拡充、整備、③少額訴訟手続の創設、④最高裁判所に対する上訴制度の整備等が挙げられる。また、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、新たな民事訴訟法の施行に伴い、整備を要する関係法律を一括して改正するものである。

本案の審議において焦点となったのは、訴訟における公務秘密文書の扱いであった。すなわち、政府案では、証拠となる文書の提出義務の範囲をすべての文書に拡大したが、提出義務の例外事由の存否については、私文書の判断は裁判所が行うのに対し、公文書の秘密性の判断は監督官庁が行うことになっていた。しかし、折から、情報公開制度の法制化の検討が進められ、また、エイズ薬害訴訟、「もんじゅ」原発事故等において行政による情報隠しが非難を受けていたことも背景となって、衆議院の審議ではこの点に論議が集中した。その結果、衆議院では、公文書の提出命令の制度については現行の民事訴訟法の規定に戻すとともに、「行政機関の保有する情報を公開するための制度と並行して総合的な検討を加え、2年を目途として必要な措置を講じる」旨の規定を加える修正が行われ、法案は本院に送付された。

2法案の審議は、本会議でも趣旨説明、質疑が行われたが、委員会においては、参考人の意見も聴取して審議を行った。質疑では、衆議院における修正点をはじめ、新法案の訴訟迅速化への効果、争点整理手続の一つである弁論準備手続の非公開性と憲法との関係、最高裁判所に対する上訴の制限の妥当性、訴訟を実際に運営する裁判官増員の必要性等について論議が行われた。この中で、法務省は、修正によって政府に義務付けられた検討は早期に開始し、検討の対象には公文書とあわせて公務員の証人尋問に関する規定も含む見解を示し、また、弁論準備手続は憲法が公開を要請している対審には当たらないとの認識を示した。なお、民事訴訟法案について7項目の附帯決議を行った。

バブルの崩壊以後、債権者が債務者の不動産等の強制競売を申し立てる民事執行事件が大幅に増加しているが、こうした事件の中には、正当な権原もない

のに強制執行を妨害する悪質な事例も見られる。民事執行法の一部を改正する法律案は、不動産競売手続において、占有者等による不当な妨害行為を適切に排除することができるように、保全処分及び引渡命令の相手方の範囲を拡大する等により、競売手続の適正かつ迅速な遂行を図ろうとするものであり、衆議院議員による議員立法として提出された。

委員会においては、議員立法として提案された経緯と理由、執行妨害の具体的事例、労働組合活動等正当な権利者への配慮等について質疑が行われたが、提案者は、議員立法としたことについて、いわゆる住専処理に伴う債権保全が急がれること、昭和54年に本法が制定された際、政府案には今回の改正案と同様な規定が存在したのを国会で修正されたという経緯も考慮したと答弁した。また、執行妨害に悪用されがちな民法の短期貸借規定の見直しについて、法務省は、利用権と担保権の調整は難しいが、検討したいとの考えを示した。

#### 〔国政調査等〕

2月22日、長尾法務大臣から所信を聴取し、同月27日、法務行政の基本方針について質疑を行った。

質疑の主な項目は、不法就労外国人問題、民法改正案における夫婦別氏や離婚制度をめぐる問題、銃器犯罪対策、住宅金融専門会社の不正融資等刑事事件の捜査状況、東京拘置所からのイラン人脱走事件と対策、会社の破産・更生手続に要する時間と裁判所の体制、住専処理機構の債権回収体制、法務局・出入国管理官署職員の増員の必要性、従軍慰安婦問題と国連人権委員会調査団の報告、死刑制度等であった。

5月7日には、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度裁判所及び法務省予算について審査を行った。

質疑では、住宅金融専門会社の不良債権の処理をめぐる問題と刑事責任の捜査状況が取り上げられ、この中で、組織犯罪対策の必要性が問われたのに対して、法務省は、組織犯罪が国際的にも行われ、国際的にも批判に耐える法執行をする必要はあるので、国会の論議等も尊重しながら検討していく旨答弁した。このほか、当初、今国会に提案が予定されていた選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正の取扱い、我が国に興行目的で入国する者の活動実態と審査基準の適正化、公安調査庁の在り方と北朝鮮への米援助をめぐる問題、会社の決算書類の信頼性の確保、昭和32年に生じたジラード事件への政府の対応、国連人権委員会での我が国の対応、裁判の迅速化に対する方策等の問題が取り上げられた。

なお、民事訴訟法案が修正されて、公文書の取扱いが再検討されることにかんがみ、「民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会」を設置した。

## (2) 委員会経過

### ○平成8年2月22日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針について長尾法務大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

### ○平成8年2月27日(火) (第2回)

- 法務行政の基本方針に関する件について長尾法務大臣、政府委員、労働省、厚生省、大蔵省、最高裁判所及び外務省当局に対し質疑を行った。

### ○平成8年3月22日(金) (第3回)

- 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)について長尾法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、農林水産省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第27号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ  
反対会派 なし  
欠席会派 無

### ○平成8年3月28日(木) (第4回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について長尾法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所、厚生省、大蔵省、警察庁、外務省及び内閣官房当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第32号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ  
反対会派 なし  
欠席会派 無

### ○平成8年4月9日(火) (第5回)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第78号)について長尾法務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成8年4月11日(木) (第6回)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第78号)について長尾法務大臣、政府委員、最高裁判所及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第78号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ  
反対会派 なし

欠席会派 新緑、無

○平成8年5月7日（火）（第7回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について長尾法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所、外務省及び総理府当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月13日（木）（第8回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○民事訴訟法案（閣法第84号）（衆議院送付）

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）  
（衆議院送付）

以上両案について長尾法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員太田誠一君から説明を聴いた後、同君、同枝野幸男君、同細川律夫君、長尾法務大臣、政府委員、最高裁判所、法務省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○民事執行法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月17日（月）（第9回）

○民事訴訟法案（閣法第84号）（衆議院送付）

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）  
（衆議院送付）

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

駿河台大学法学部教授・法制審議会民事訴訟法部会委員

竹下 守夫君

日本弁護士連合会副会長

中務 嗣治郎君

読売新聞社編集局解説部次長

鶴岡 憲一君

弁護士

坂本 修君

○平成8年6月18日（火）（第10回）

○民事訴訟法案（閣法第84号）（衆議院送付）

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）  
（衆議院送付）

以上両案について長尾法務大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第84号) 賛成会派 自民、社民、参フ、無  
反対会派 平成、共産、新緑  
欠席会派 無

(閣法第93号) 賛成会派 自民、社民、参フ、無  
反対会派 平成、共産、新緑  
欠席会派 無

なお、民事訴訟法案(閣法第84号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 民事執行法の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員保岡興治君、同永井哲男君、同錦織淳君、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第4号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑、参フ、無  
反対会派 共産  
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長の選任については委員長に一任することに決定した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 請願第1552号外40件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第331号外240件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)(先議)

#### 【要旨】

本法律案は、業務災害補償各制度に介護給付が設けられたことにかんがみ、証人等の被害についての給付の充実を図るため、本給付制度においても介護給付を創設しようとするものである。

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

### 【要 旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を15人増加し、659人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を21人増加し、2万1,571人に改める。
- 3 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

## 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

### 【要 旨】

本法律案は、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、我が国を仲裁地とする国際仲裁事件の手續につき、外国法事務弁護士等が当事者を代理することができることとして、外国法事務弁護士等の活動に関する規制を緩和する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際仲裁事件を、国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であって、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものと定義する。
- 2 外国法事務弁護士は、国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができるものとする。
- 3 外国で法律事務を行う業務に従事している外国弁護士は、その外国で依頼され又は受任した国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができるものとする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 民事訴訟法案（閣法第84号）

### 【要 旨】

本法律案は、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものとするとともに、訴訟手續を現在の社会の要請にかなった適切なものとし、もって適正かつ迅速な裁判の実現を図るため、新たに民事訴訟に関する手續の基本法を制定して手續の改善を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 争点整理手續の充実、整備

事件の争点を早期に明確にして、適正かつ迅速な裁判を実現するために、争点及び証拠を整理するための手續として、準備的口頭弁論、弁論準備手

続、書面による準備手続の各手続を設け、事案の内容等に応じて適切な手続を選択することができるようにするとともに、その内容を充実する等の整備を図る。

## 2 証拠収集手続の拡充、整備

当事者が充実した審理に向けて十分な準備をするために、文書提出命令についてその対象となる文書を拡張し、手続を整備するとともに、当事者が主張又は立証を準備するために必要な情報を直接相手方から取得することができるようにする、当事者照会制度を設けるなどして、証拠収集手続を充実する。

## 3 少額訴訟手続の創設

30万円以下の金銭の支払を求める事件について、原則として1回の期日で審理を終え、直ちに判決の言渡しをすること等を内容とする特別の訴訟手続を創設し、訴額に見合った経済的負担で迅速な解決を得られるようにする。

## 4 最高裁判所に対する上訴制度の整備

最高裁判所に対する上告について、上告受理の制度を導入し、最高裁判所は、法令の解釈に関する重要な事項を含まない事件については、決定で、上告を受理しないことができるようにするなどして、最高裁判所が憲法判断及び法令の解釈の統一という重大な責務を十分に果たすことができるようにする。

## 5 その他

その他所要の実質改正を行うとともに、現行の民事訴訟手続に関する規定の全文を、平仮名、口語体の表記による現代語文に改める。

## 6 施行日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、現行の民事訴訟法のとおりとするとともに、行政機関の保有する情報を公開するための制度と並行して総合的な検討を加え、この法律の公布後2年を目途として必要な措置を講じる修正が行われた。

### 【附帯決議】

1 政府は、附則第27条の検討を速やかに開始し、公文書についても、文書提出を一般義務化し、不合理な官民格差を生じない方向で、早期に成案を得るよう努めるべきである。

2 政府は、附則第27条の検討に当たっては、公務秘密文書に関して、その秘密の要件、判断権及び審理方式について、司法権を尊重する立場から検討を



加えるべきである。

- 3 政府は、附則第27条の検討に当たっては、公務員の証人尋問についても、あわせて検討を加えるべきである。
  - 4 政府は、前2項の検討に当たっては、その経過を広く開示し、国民の意見が十分反映されるように格段の配慮をすべきである。
  - 5 政府及び最高裁判所は、民事訴訟が国民に利用しやすく、分かりやすいものとなるように、制度の周知徹底を図るとともに、少額訴訟手続の教示制度を充実させることに努めるべきである。
  - 6 政府は、民事訴訟が国民に利用しやすいものとなるように、訴訟費用制度の全般的な見直しを検討すべきである。
  - 7 政府及び最高裁判所は、裁判事務の適正迅速な処理を図るため、事件動向等を踏まえた上で、裁判所の人的・物的態勢の拡充・整備をすることについて特段の努力をすべきである。
- 右決議する。

#### 民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第93号）

##### 【要 旨】

本法律案は、新たな民事訴訟法の施行に伴い、民法ほか43の関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、民事訴訟法案の修正に伴い所要の規定の整備を行なう修正が行なわれた。

#### 民事執行法の一部を改正する法律案（衆第4号）

##### 【要 旨】

本法律案は、不動産競売手続において、占有者等の不当な妨害行為により、競売手続の円滑な遂行に支障が生じている現状にかんがみ、保全処分及び引渡命令の相手方の範囲の拡大等により不当な妨害行為を適切に排除することができるようにして、競売手続のより適正かつ迅速な遂行を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 売却のための保全処分及び最高価買受申出人又は買受人のための保全処分の相手方を債務者のほか、不動産の占有者にまで拡大する。
- 2 売却のための保全処分を命ずる場合において、特別の事情があるときは、直ちに執行官保管命令を発することができるものとする。
- 3 売却のための保全処分及び最高価買受申出人又は買受人のための保全処分を命ずる場合において、裁判所が必要があると認めるときは、労働組合運動

その他正当な活動をする者などの権利主張の機会を確保するため、審尋を行うことを明確化する。

- 4 引渡命令の相手方を、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者を除く不動産の占有者にまで拡大する。
- 5 不動産に対する担保権の実行としての競売の開始決定がされる前に、特に必要があるときは、売却のための保全処分を命ずることができるものとする。
- 6 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、施行に伴う経過措置等所要の規定を整備する。
- 7 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 【附帯決議】

本法の施行に当たっては、労働組合運動その他正当な活動を阻害することがないように十分配慮されたい。

右決議する。

#### (4) 付託議案審議表

##### ・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
27	証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案	参	8. 2. 7	8. 3. 21	8. 3. 22 可決	8. 3. 22 可決	8. 3. 22	8. 3. 25 可決	8. 3. 26 可決
※32	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	3. 26 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 22	3. 25 可決	3. 26 可決
78	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	参	3. 8	4. 4	4. 11 可決	4. 12 可決	5. 22	5. 31 可決	6. 4 可決
84	民事訴訟法案	衆	3. 12	6. 12	6. 18 可決	6. 18 可決	4. 12	6. 7 修正	6. 11 修正
					○ 8. 6. 12 参本会議趣旨説明			○ 8. 4. 12 衆本会議趣旨説明	
93	民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3. 29	6. 12	6. 18 可決	6. 18 可決	4. 12	6. 7 修正	6. 11 修正
					○ 8. 6. 12 参本会議趣旨説明			○ 8. 4. 12 衆本会議趣旨説明	

##### ・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	民事執行法の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外5名 (8. 5. 8)	8. 5. 9	8. 6. 13	8. 6. 13	8. 6. 18 可決 附帯決議	8. 6. 18 可決	8. 5. 28	8. 6. 11 可決 附帯決議	8. 6. 13 可決